

呉地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法第30条の14第1項に規定する協議の場として、呉二次保健医療圏に呉地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 調整会議の委員は、呉地域保健対策協議会企画調整委員会の構成員を基本にして構成する。

- 2 調整会議に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(会議)

第3条 調整会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。
- 4 会長は、委員の代理を認めることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 調整会議の事務局は広島県西部保健所呉支所に置く。ただし、事務局運営業務を呉地域保健対策協議会に委託することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から施行する。